

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

号外(一) 平成二十八年 五月二十七日

人事委員会規則

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十三号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則(平成十三年岐阜県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(審理手続の計画的進行)

第八条の二 当事者及びその代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

第十六条第六項中「円滑迅速な」を「円滑かつ迅速な」に改める。

第三十一条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第一項中「その指揮に従わない者の発言を禁止する」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当地でない場合にはこれを制限する」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 人事委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときに圧迫

を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。この場合において、人事委員会は、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第五章第一節中第三十五条の次に次の一条を加える。

(口頭審理の終了)

第三十五条の二 人事委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、口頭審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、口頭審理を終了することができる。

一 審査請求人から第二十六条第二項の反論書が、同項の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めて当該反論書の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

二 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 人事委員会は、前二項の規定により口頭審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

第五十四条中「第三十四条まで」の下に、「第三十五条の二(第二項第二号を除く。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十七条第一項中「口頭審理の期日又は期日外において、事実上」とあるのは「事実上」と、同条第二項中「口頭審理の期日外において前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第六十六条各号列記以外の部分中「審査」の下に、「再審の場合における審査を含む。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。